

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

青 葉 区

（平成22年度）

監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
<p>5 使用許可 (5) 職員駐車場（宮城総合支所）</p> <p>職員駐車場の使用に関する明確な基準を定めていないため、職員駐車場として確保している敷地の広さが適切かどうかの確認ができない。</p> <p>来庁者駐車場と一体的に運用されているとはいえ、職員駐車場として必要な広さの敷地を確保しているのだから、明確な基準がないまま職員駐車場として利用に供しているのは不適切である。</p>	<p>職員駐車場利用申請手続きや承認の基準、駐車区域等を定めた「仙台市青葉区役所宮城総合支所職員駐車場利用基準」を策定し、平成26年度より実施した。</p> <p>この基準により、通勤距離（片道1.5km以上）等の要件を満たす職員のみが駐車場を利用できることとしている。また、職員の採用、異動や住所変更などの際に要件を満たすことの確認を行っている。</p>